

（目的）

第1条 本規程は、社会福祉法人三幸会において、役員（理事・監事）および評議員および評議員選任解任委員の外部委員に対する報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（理事長報酬等）

第2条 理事長職の年間報酬は 1,000万円とし、その他手当は無とする。

給与報酬 60万円 ×年12回

賞与報酬140万円 ×年2回

退職金については退職金規程、出張旅費については出張旅費規程によるものとする。

（常務理事報酬等）

第3条 常務理事職の年間報酬は 800万円とし、その他手当は無とする。

なお、常務理事職は理事長不在時の統括責任者の位置付けとし、統括責任者職務に関する規程のとおりとする。

給与報酬 50万円 ×年12回

賞与報酬100万円 ×年2回

退職金については退職金規程、出張旅費については出張旅費規程によるものとする。

（理事長および常務理事以外の常勤理事報酬等）

第4条 理事長および常務理事以外の常勤勤務する理事報酬は以下の通りとする。

常勤理事の給与報酬・賞与報酬については、正規職員給与規程に則った報酬とする。

退職金については退職金規程、出張旅費については出張旅費規程によるものとする。

（非常勤理事報酬等）

第5条 非常勤理事の報酬は源泉所得税天引き後の金額とし、以下の通りとする。

理事会出席一回につき1万円とする。

理事会以外のその他、法人・施設からの要請の下の業務のための出席においては一回5千円とする。

ただし、法人・施設のイベント行事出席による報酬はしない。

非常勤理事が法人・施設からの要請の下、出張した場合の出張旅費については役員等出張旅費規程によるものとする。

非常勤理事の退任時における退職金については功労者退任時における指針のとおりとする。

（監事報酬等）

第6条 非常勤の監事の報酬は源泉所得税天引き後の金額とし、以下の通りとする。

理事会出席一回につき 1万円

評議員会出席一回につき 1万円（理事会と同日開催の場合は半額）

監事における監査出席一回につき	1万円
浜松市指導監査出席一回につき	5千円
評議員選任解任委員会出席一回につき	5千円
苦情解決処理出席一回につき	5千円
法人・施設からの要請の下の業務のための出席一回につき	5千円

ただし、法人・施設のイベント行事出席による報酬はしない。

監事が法人・施設からの要請の下、出張した場合の出張旅費については役員等出張旅費規程によるものとする。

監事の退任時における退職金については功労者退任時における指針のとおりとする。

(評議員報酬等)

第7条 非常勤の評議員の報酬は源泉所得税天引き後の金額とし、以下の通りとする。

評議員会出席一回につき	1万円
法人・施設からの要請の下の業務のための出席一回につき	5千円

ただし、法人・施設のイベント行事出席による報酬はしない。

評議員が法人・施設からの要請の下、出張した場合の出張旅費については役員等出張旅費規程によるものとする。

評議員の退任時における退職金については功労者退任時における指針のとおりとする。

(評議員選任解任委員の外部委員報酬等)

第8条 評議員選任解任委員の外部委員の報酬は源泉所得税天引き後の金額とし、以下の通りとする。

評議員選任解任委員会出席一回につき	5千円
法人・施設からの要請の下の業務のための出席一回につき	5千円

ただし、法人・施設のイベント行事出席による報酬はしない。

評議員選任解任委員の外部委員の退任時における退職金については功労者退任時における指針のとおりとする。

附則

本規程は平成23年 4月 1日より実施する。

本規程は平成25年 5月18日より改正実施する。

本規程は平成29年 4月 1日より改正実施する。